

12. 治 山

(1) 治山事業の実績（工事費）

事業名		13		14		15		16	
		箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費
治山事業	山地治山	23	769,215	16	509,021	14	391,657	9	317,527
	内訳								
	復旧治山	7	243,000	5	160,862	2	67,060	1	48,538
	予防治山	16	526,215	11	348,159	12	324,597	8	268,989
	治山施設修繕								
	防災林造成※	7	344,532	9	460,010	6	297,311	6	287,079
	内訳								
	海岸防災林造成	7	344,532	9	460,010	6	297,311	6	287,079
	保安林整備	17	118,000	14	94,500	15	51,100	13	34,400
	内訳								
	保安林改良	7	72,000	7	71,600	7	24,700	6	19,760
	保育	10	46,000	7	22,900	8	26,400	7	14,640
	防災対策総合治山※			1	42,580	1	108,221	1	120,320
	内訳								
	地域防災対策総合治山			1	42,580	1	108,221	1	120,320
	水源地域整備※	1	45,483	3	93,586	2	75,269	1	42,294
	内訳								
	水源森林総合整備※	1	45,483	1	17,795				
	集落水源地域整備※			2	75,791	2	75,269	1	49,294
	奥地保安林保全緊急対策								
	環境保全保安林整備※	1	64,000	1	94,990		24,414	2	84,687
	内訳								
	生活環境保全林整備	1	64,000	1	94,990		24,414	2	84,687
環境防災林整備									
地すべり防止	22	774,344	21	751,225	19	663,664	18	542,238	
内訳									
地すべり防止（溪流）	22	774,344	21	751,225	19	663,664	18	542,238	
地すべり防止（修繕）									
国有林野内補助治山	1	37,565							
内訳									
国有林野内補助治山	1	37,565							
小計	72	2,153,139	65	2,045,912	57	1,611,636	50	1,435,543	
県営県単治山	3	18,628		1,380	1	2,610			
県単治山維持管理		58,744		47,273		29,492		35,087	
補助県単治山※	15	103,555	7	34,329	9	41,963	13	63,970	
小計	18	180,927	7	82,982	10	74,065	13	99,057	
計	90	2,334,066	72	2,128,894	67	1,685,701	63	1,534,600	
災害復旧事業	災害関連緊急治山	—	—						
	災害関連緊急地すべり防止	—	—						
	林地崩壊防止	—	—						
	林地荒廃防止施設災害復旧	—	—						
	林地荒廃防止施設災害関連	—	—						
	小計	—	—						
	県単林地荒廃防止施設災害復旧	28	138,021	17	116,148	35	141,597	27	126,589
小計	28	138,021	17	116,148	35	141,597	27	126,589	
計	28	138,021	17	116,148	35	141,597	27	126,589	
合計	118	2,472,087	89	2,245,042	102	1,827,298	90	1,661,189	

- 注1) 工事費は、実支出年度で集計（工事費＝本工事費等＋工事雑費、補助県単は補助対象額。前年度からの繰越分を含み、次年度への繰越分は除く。）。四捨五入しているため各項を合計した値と合計欄の値とは合わない場合がある。
- 2) 箇所数は、完了年度で集計（所謂工事に係るもので委託に係るものは考慮しない。前年度からの繰越分を含み、次年度への繰越分は除く。）。
- 3) 上表の※印の事業名が次のとおり変更されている。
 防災林造成及び環境保全保安林整備→（H14以降）共生保安林整備
 防災対策総合治山及び水源地域整備→（H14以降）水土保全治山
 水源森林総合整備→（H17以降）水源流域広域保全 集落水源地域整備→（H17以降）水源流域地域保全
 補助県単治山→（H18以降）小規模治山緊急整備

(単位＝工事費：千円)

17		18		19		19年度林業事務所別内訳					
						北部林業		中部林業		南部林業	
箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費	箇所	工事費
14	431,193	10	246,953	13	477,060	7	258,131	3	68,848	3	150,081
2	50,212	3	10,337	3	153,644	3	153,644				
12	380,981	7	236,616	10	323,416	4	104,487	3	68,848	3	150,081
5	244,123	8	207,791	8	121,270	5	92,115	2	20,455	1	8,700
5	244,123	8	207,791	8	121,270	5	92,115	2	20,455	1	8,700
12	51,220	9	52,915	11	88,430	4	52,616	2	16,677	5	19,137
4	34,000	4	40,000	6	78,338	2	48,692	2	16,677	2	12,969
8	17,220	5	12,915	5	10,092	2	3,924			3	6,168
1	68,120										
1	68,120										
2	77,807	1	44,842	1	85,720			1	85,720		
2	77,807	1	44,842								
				1	85,720			1	85,720		
1	35,710	1	34,500	1	24,045			1	24,045		
1	35,710	1	34,500	1	24,045			1	24,045		
18	521,921	14	463,577	17	471,145			1	17,705	16	453,440
18	521,921	14	463,577	17	471,145			1	17,705	16	453,440
53	1,430,092	43	1,050,578	51	1,267,670	16	402,862	10	233,450	25	631,358
	26,950		22,285		19,267		2,786		5,232		11,249
17	76,498	5	20,318	19	23,383	4	7,094	1	330	14	15,959
17	103,448	5	42,603	19	42,650	4	9,880	1	5,562	14	27,208
70	1,533,540	48	1,093,181	70	1,310,320	20	412,742	11	239,012	39	658,566
				1	36,414	1	36,414				
36	132,311	29	128,605	1	36,414	1	36,414				
36	132,311	29	128,605	28	117,904	3	33,198	9	27,841	16	56,865
36	132,311	29	128,605	29	154,318	4	69,612	9	27,841	16	56,865
106	1,665,851	77	1,221,786	99	1,464,638	24	482,354	20	266,853	55	715,431

(2) 地すべり防止区域一覧表（林野庁所管）

（平成20年3月31日）

番号	区 域 名	面 積(ha)	指 定 年 月 日	所 在 地
1	荒 川	184.60	S 34. 6. 13	南房総市(旧富山町) 荒川
2	井野・川上	421.36	S 37. 8. 17 S 43. 8. 7	南房総市(旧富山町)井野、川上、二部、吉沢
3	川 代	138.50	S 37. 8. 17	鴨川市川代
4	細 野	298.64	S 37. 8. 17 S 42. 10. 3	鴨川市細野、宮山、北風原、平塚
5	法 明	151.06	S 37. 8. 17 S 43. 8. 7	鴨川市平塚
6	西	177.54	S 38. 5. 21	鴨川市西
7	上 小 原	199.25	S 38. 5. 26 S 44. 11. 24	鴨川市上小原、西
8	新 田	36.30	S 38. 5. 26	南房総市(旧和田町)布野、上三原、礎森
9	八 丁	222.71	S 40. 7. 17 S 49. 2. 18	鴨川市平塚、宮山、仲、大川面、西
10	引 越	207.71	S 40. 7. 17	鴨川市金束
11	畑 谷	169.86	S 42. 10. 3	鴨川市畑
12	貝 沢	55.31	S 44. 8. 7	南房総市(旧和田町)上三原
13	石 間 寺	84.87	S 44. 3. 31	鴨川市下小原、西
14	五 十 蔵	210.70	S 44. 11. 24	南房総市(旧和田町)五十蔵、布野、礎森
15	西 山	36.32	S 44. 11. 24	鴨川市西山、東江見、西江見、東真門
16	嶺 岡	389.26	S 44. 11. 24	南房総市(旧丸山町)大井(346ha)、 鴨川市平塚(43.26ha)
17	南 小 町	150.57	S 45. 9. 7	鴨川市西、南小町、上小原、仲、宮山
18	柴	76.25	S 45. 9. 7	南房総市(旧和田町)柴
19	宮 下	217.40	S 45. 12. 18	南房総市(旧丸山町)宮下、川谷
20	横尾・大川面	211.87	S 45. 12. 18	鴨川市横尾、大川面、宮山、成川
21	上 三 原	288.50	S 47. 12. 5	南房総市(旧和田町)布野、上三原、礎森
22	梨 沢	89.30	S 47. 12. 11	富津市梨沢
23	豆 木	171.91	S 49. 2. 18	鴨川市北風原、大幡
24	奈 良 林	85.86	S 49. 2. 18	鴨川市奈良林、釜沼、古畑
25	伊 予 ヶ 岳	140.92	S 49. 2. 18	南房総市(旧富山町)平久里中、荒川
26	大 川	218.90	S 52. 6. 6	南房総市(旧富山町)山田
27	下 沢	172.03	S 52. 6. 7	富津市山中
28	山 名	110.00	S 56. 5. 12	南房総市(旧三芳村)山名、増間、海老敷
29	大 帷 子 北	88.56	H 2. 10. 2	鋸南町大帷子、小保田、保田
30	山 田	116.52	H 4. 8. 5	南房総市(旧富山町)平久里中、平九里下、山田
計	(30区域)	5,122.58		(3市1町)

(3) 治山事業評価の実績

評価実施年度	事業区分	地区名	事業主体名	再評価＝採択年度 事後評価＝完了年度	所在地 (市町村名) ※市町村名は評価時のもの	評価対象要件 再＝再評価 後＝事後評価 下記の注の該当事項を付記	評価結果	備考
H10年度	地すべり 防止事業	荒川	県	S35	富山町	再② 39年	継続	
		井野・川上	県	S37	富山町	再② 37年	継続	
		川代	県	S37	鴨川市	再② 37年	継続	
		細野	県	S39	鴨川市	再② 35年	継続	
		法明	県	S39	鴨川市	再② 35年	継続	
		西	県	S38	鴨川市	再② 36年	継続	
		上小原	県	S45	鴨川市	再② 29年	継続	
		新田	県	S42	和田町	再② 32年	継続	
		八丁	県	S40	鴨川市	再② 34年	継続	
		引越	県	S41	鴨川市	再② 33年	継続	
		畑谷	県	S42	鴨川市	再② 32年	継続	
		貝沢	県	S43	和田町	再② 31年	継続	
		五十嵐	県	S44	和田町	再② 30年	継続	
		西山	県	S44	鴨川市	再② 30年	継続	
		嶺岡	県	S44	鴨川市・丸山町	再② 30年	継続	
		南小町	県	S46	鴨川市	再② 28年	継続	
		柴	県	S45	和田町	再② 29年	継続	
		宮下	県	S46	丸山町	再② 28年	継続	
		横尾・大川面	県	S46	鴨川市	再② 28年	継続	
		上三原	県	S48	和田町	再② 26年	継続	
		奈良林	県	S50	鴨川市	再② 24年	継続	
		豆木	県	S49	鴨川市	再② 25年	継続	
		伊予ヶ岳	県	S49	富山町	再② 25年	継続	
大川	県	S52	富山町	再② 22年	継続			
山名	県	S57	三芳村	再② 17年	継続			
大帷子北	県	H3	鋸南町	再② 8年	継続			
山田	県	H4	富山町	再② 7年	継続			
梨沢	県	S47	富津市	再② 27年	継続			
下沢	県	S52	富津市	再② 22年	継続			
H11年度	海岸防災林 造成事業	長谷	県	H6	八日市場市	再② 5年	継続	
		富津	県	H6	富津市	再② 5年	継続	
H15年度	地すべり 防止事業	29地区	県	S35 ～H4	富山町 ほか	再③ 5年	継続	H10年度評価 と同一地区
H17年度	復旧治山事業	篠本	県	H11	光町	後①5年 ②1.2億円	適切	
	海岸防災林造成事業	ホ	県	H11	蓮沼村	後①5年 ②2.4億円	適切	
H18年度	海岸防災林造成事業	長谷	県	H12	匝瑳市	後①5年 ②4.8億円	適切	
H19年度	復旧治山事業	富田	県	H13	山武市	後①5年 ②2.9億円	適切	

注：1) 事業評価は平成10年度から実施。

2) 千葉県農林水産部所管公共事業における再評価対象事業は以下のとおり。

ただし、該当年度に完了が見込まれる場合は対象外。

①事業採択後5年経過して未着工の事業。②事業採択後5年を経過して継続中の事業。

③初回実施時期は①②の経過した日の属する年度とし、初回以降は5年経過毎。

④その他、事業制度等から再評価が必要と判断された事業。

3) 千葉県農林水産部所管公共事業における事後評価対象事業は以下のとおり。

①事業完了後おおむね5カ年経過後の事業。②原則事業費1億円以上の事業(状況により5千万円以上の事業等)。

(4) 山地災害危険地区等の進捗状況

(平成20年3月31日)

国民別	危険地区分	平成18年度末予定既着手地区・箇所																未着手箇所				合計			
		概成				一部				未成				小計											
		A	B	C	計	A	B	C	計	A	B	C	計	A	B	C	計	A	B	C	計				
国有林	地すべり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	山腹崩壊	1	2	1	4	0	4	0	4	0	0	0	0	1	6	1	8	0	1	0	1	1	7	1	9
	崩壊土砂流出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	2	1	4	0	4	0	4	0	0	0	0	1	6	1	8	0	1	0	1	1	7	1	9
	なだれ危険箇所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	山地災害危険地区の準用地区																								
民有林 (民有林直轄施行地含む)	地すべり	4	4	1	9	81	77	26	184	4	25	9	38	89	106	36	231	4	20	19	43	93	126	55	274
	山腹崩壊	55	195	415	665	46	99	152	297	0	1	0	1	101	295	567	963	140	365	949	1,454	241	660	1,516	2,417
	崩壊土砂流出	1	7	11	19	4	33	51	88	0	0	0	0	5	40	62	107	3	23	38	64	8	63	100	171
	計	60	206	427	693	131	209	229	569	4	26	9	39	195	441	665	1,301	147	408	1,006	1,561	342	849	1,671	2,862
	なだれ危険箇所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	山地災害危険地区の準用地区																								
合計	地すべり	4	4	1	9	81	77	26	184	4	25	9	38	89	106	36	231	4	20	19	43	93	126	55	274
	山腹崩壊	56	197	416	669	46	103	152	301	0	1	0	1	102	301	568	971	140	366	949	1,455	242	667	1,517	2,426
	崩壊土砂流出	1	7	11	19	4	33	51	88	0	0	0	0	5	40	62	107	3	23	38	64	8	63	100	171
	計	61	208	428	697	131	213	229	573	4	26	9	39	196	447	666	1,309	147	409	1,006	1,562	343	856	1,672	2,871
	なだれ危険箇所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	山地災害危険地区の準用地区																								

国民別	危険地区分	着手率 (%)			
		A	B	C	計
国有林	地すべり	-	-	-	-
	山腹崩壊	100.0	85.7	100.0	89.9
	崩壊土砂流出	-	-	-	-
	計	100.0	85.7	100.0	89.9
	なだれ危険箇所	-	-	-	-
	山地災害危険地区の準用地区				
民有林 (民有林直轄施行地含む)	地すべり	95.7	84.1	65.5	84.3
	山腹崩壊	41.9	44.7	37.4	39.4
	崩壊土砂流出	62.5	63.5	62.0	62.6
	計	57.0	52.0	39.8	45.5
	なだれ危険箇所	-	-	-	-
	山地災害危険地区の準用地区				
合計	地すべり	95.7	84.1	65.5	84.3
	山腹崩壊	42.1	45.1	37.4	40.0
	崩壊土砂流出	62.5	63.5	62.0	62.6
	計	57.1	52.2	39.8	45.6
	なだれ危険箇所	-	-	-	-
	山地災害危険地区の準用地区	0			

- 注：1) 危険地区の危険度判定 (A～C) は山地災害危険地区調査要領による。
 2) 概成とは、一連の工事が完了した場合をいい、一部概成とは、計画した一連の工事のうち一部の箇所に対する工事のみが完了した場合をいう。また、未成とは計画した工事の全部又は一部が完了していない場合をいう。
 3) 「準用地区」とは、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区以外であっても、一定以上の危険度がある地区。
 (災害弱者関連施設周辺地区のみに適用)